

# 沖縄県社会福祉審議会運営要領

(昭和62年9月17日制定)

改正 平成4年1月7日  
改正 平成6年4月1日  
改正 平成8年12月27日  
改正 平成10年3月20日  
改正 平成12年11月6日  
改正 平成13年4月2日  
改正 平成16年2月19日  
改正 平成17年4月1日  
改正 平成18年4月1日  
改正 平成21年5月8日  
改正 平成24年7月10日  
改正 平成26年5月12日  
改正 平成26年6月9日  
改正 平成27年2月26日  
改正 平成27年9月2日  
改正 平成30年8月31日

(趣旨)

第1条 この要領は沖縄県社会福祉審議会条例（平成12年3月31日条例第16号）第12条の規定に基づき、沖縄県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 審議会に委員の互選による委員長を置くほか、委員長の指名により副委員長を置く。

2 委員長が欠けたとき、又は職務を行うことができないときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条及び第12条の規定に基づき次の専門分科会を置く。

- (1) 民生委員児童委員審査専門分科会
- (2) 身体障害者福祉専門分科会
- (3) 児童福祉専門分科会
- (4) 老人福祉専門分科会
- (5) 社会福祉施設専門分科会
- (6) 地域福祉専門分科会

2 専門分科会の委員数及び審査事項については、別表に定めるもののほか審議会が定める。

(分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会にその分科会に属する委員の互選による分科会長を置くほか、分科会長の指名により副分科会長を置く。

2 分科会長が欠けたとき、又は職務を行うことができないときは、副分科会長がその職務を行う。

(審査部会)

第5条 身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 審査部会にその分科会に属する委員の互選による部会長を置くほか、部会長の指名による副部会長を置く。

3 部会長が欠けたとき、又は職務を行うことができないときは、副部会長がその職務を行う。

4 審議会は、次の事項については審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたとき

(2) 自立支援医療（更生医療）を担当する医療機関の指定等に関して諮問を受けたとき  
(会議)

第6条 審議会及び専門分科会並びに審査部会（以下「審議会等」という。）は必要に応じ開催し、審議会については委員長が、専門分科会については専門分科会長が、審査部会については部会長がそれぞれ招集し、会議の議長となり議事を掌理する。

2 専門分科会は、書面による審査を行うことが適当であると認められるときは、書面による審査を行うことにより会議に代えることができる。

3 審査部会は、書面をもって部会の委員の意見を求めることが適当であると認められるときは、書面をもってそれぞれの部会の委員の意見を求めることにより会議に代えることができる。

4 審議会等は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決を行うことができない。

5 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、審議会の決定事項を知事に報告しなければならない。

2 専門分科会長は、決定事項について速やかに委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部福祉政策課において総括する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。

(1) 民生委員児童委員審査専門分科会 福祉政策課

(2) 身体障害者福祉専門分科会 障害福祉課

(3) 児童福祉専門分科会 青少年・子ども家庭課、子育て支援課又は  
障害福祉課

(4) 老人福祉専門分科会 高齢者福祉介護課

(5) 社会福祉施設専門分科会 福祉政策課

(6) 地域福祉専門分科会 福祉政策課

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、各専門分科会及び審査部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの専門分科会又は審査部会が定める。

附 則

この要領は、平成4年1月7日から施行する。

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、平成8年12月27日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成12年11月16日から施行する。

この要領は、平成13年4月2日から施行し、改正後の要領は平成13年4月1日から適用する。

この要領は、平成16年2月19日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年5月8日から施行する。

この要領は、平成24年7月10日から施行する。

この要領は、平成26年5月12日から施行する。

この要領は、平成26年6月9日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、児童福祉専門分科会は、施行日前においても、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第6項の規定によりその権限に属せられた事項について調査審議することができる。

この要領は、平成27年9月2日から施行する。

この要領は、平成30年8月31日から施行する。